

重点的な取り組みの進捗状況について

重点的な取り組みについて

○本計画では、以下3つを「重点的な取り組み」とし、今後の方向性に基づいて計画を実行することとしている。

福祉協力員（仮称）の配置・支援（計画冊子81P）

（今後の方向性）

- 人材、役割等について、関係団体から意見聴取をし、制度化を図る。
- 既存の活動である小地域福祉ネットワーク活動や、地域福祉推進委員との関連性を整理する。
- 既存のボランティア団体との連携強化

校（地）区社協活動の充実（計画冊子83P）

（今後の方向性）

- 校（地）区における話し合いの場づくりと、その場を通じた校（地）区社協活動計画の策定支援
- 市社協の組織力強化及び地域担当制の強化
- 計画策定にあたっては、地域の実情に応じて地域福祉活動の担い手の育成支援に取り組む。

包括的な相談支援体制の構築（計画冊子85P）

（今後の方向性）

- 本取り組みを、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項とする。
- 総合相談窓口の設置と、それに対応するための市の体制整備や専門人材の養成
- 地域福祉推進の中核を担う市社協への支援強化
- 福祉協力員（仮称）や民生委員児童委員庁内サポート体制を通じた、民生委員・児童委員活動の負担軽減への検討

取り組み1 福祉協力員(仮称)の配置・支援

取り組み2

校(地)区社協活動の充実

取り組み3

包括的な相談支援体制の構築

- (Ⅰ)市の体制整備(包括的な相談支援体制)
- (Ⅱ)市社協への支援強化
- (Ⅲ)民生委員・児童委員活動の負担軽減

①令和元年度～令和3年度までの進捗

	人材・役割等について、関係団体から意見聴取をし、制度化を図る	既存の活動である小地域福祉NW活動や、地域福祉推進委員との関連性を整理する	既存のボランティア団体との連携強化
R1	<ul style="list-style-type: none"> ○既に実施している校区への聞き取り調査 ○意見交換 ○財政的支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○課題の整理（見守り） ふれあい協力者との整理が必要（話し合い） 民生委員活動との整理が必要（助け合い） 要望はあるが取り組み方が分からないといった課題あり ○地域福祉推進委員との関連については、福祉協力員(仮称)の具体的な役割が明確になった時点で検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○2月末に実施する交流会での意見を参考に、連携強化のための方策を検討。
R2	<ul style="list-style-type: none"> ○校区民児協会長(44名)との意見交換 ○校(地)区社協、高齢者サロン、子育てサロンへのアンケート実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い活動を行っている校区(7校区)を集めた情報交換会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○大分市ボランティアセンターに登録されているボランティアのうち、地域福祉活動を支援していただける方の情報を整理。
R3	<ul style="list-style-type: none"> ○モデル事業案の作成 ○モデル事業案に類似した活動に取り組んでいる校(地)区社協への意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ○助け合い活動を行っている校区(10校区)を集めた情報交換会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○大分市ボランティア連絡協議会会員を対象に、地域福祉活動に関する研修会の案内を行った。 ○サロン活動に協力してもらえるボランティアを増やすことを目的に、大分市ボランティア連絡協議会会員を対象にサロンボランティア育成研修を実施。

②令和4年度からの取り組みについて(再掲)

①対象活動・役割

小地域福祉ネットワーク活動を活用または充実・強化することを目的とし、年間を通じて取り組む活動(例 見守り活動、助け合い活動、交流活動 等)をモデル事業として実施

	既存の担い手	モデル事業における担い手	
名称	地域福祉推進委員	コーディネーター	サポーター
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉ネットワーク活動の推進 ・<u>モデル事業におけるコーディネーターやサポーターの活動状況の把握</u> ※新たに追加する活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターの支援や調整 【役割例】 ○サポーターの募集、登録受付 ○サポーターへの活動依頼 ○サポーターの活動状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実践 【活動例】 ○困りごと支援 ○交流行事 ○見守り 等
配置 (活動圏域)	校(地)区社協	概ね自治会 または複数自治会	概ね自治会 または複数自治会
人数 (配置する 活動圏域ごとに)	1名~2名	1名	複数

②位置づけ

ア コーディネーター…校(地)区社協からの委嘱(任期あり)

イ サポーター…校(地)区社協への登録

③支援対象経費について

活動費や保険加入料、連絡会開催経費 等

③令和4年度の実績

○モデル事業の実施校区・・・敷戸校区、宗方校区

	敷戸校区	宗方校区
検証内容	校区内での助け合い活動の推進	校区内での交流活動の推進 校区内での助け合い活動の推進
担い手の配置状況	8自治会中3自治会で取組を開始。	13自治会中、5自治会（うち、4自治会は連合自治会単位）で取組実施に向けた協議を開始。

○モデル事業実施に伴う課題

(1)モデル事業実施校区において、担い手の配置が進まない理由として、以下が挙げられた。

- ①自治会役員等へのモデル事業実施への理解と協力を得るための説明に時間を要する。
- ②活動に必要な新たな担い手の確保に時間を要する。
- ③各自治会ごとに地域活動の状況が異なることから取組方法を個別に検討する必要がある。

(2)敷戸校区及び宗方校区では、一部自治会での取り組みは開始することはできたが、校区を単位とする見守り活動に関する検証が出来なかった。

理由として、以下が挙げられた。

- ①校区内の各自治会の状況が異なることから、全ての地域で同時に実施することが困難であった。
- ②自治会ごとに求めている施策が異なるため、取り組み方の検討が必要である。

⇒モデル事業は、小地域福祉ネットワークを活用または充実・強化を目的としていることから、見守り活動の事例も検証しつつ、市内全域への事業拡大を見据え、助け合い、交流活動の事例を積み上げる必要があると考えられる。

取り組み1	福祉協力員(仮称)の配置・支援
取り組み2	校(地)区社協活動の充実
取り組み3	包括的な相談支援体制の構築 (Ⅰ)市の体制整備(包括的な相談支援体制) (Ⅱ)市社協への支援強化 (Ⅲ)民生委員・児童委員活動の負担軽減

①令和元年度～令和3年度までの進捗

	校(地)区社協における話し合いの場づくりと、その場を通じた校(地)区社協活動計画の策定支援	市社協の組織力強化及び地域担当制の強化	計画策定にあたっては、地域の実情に応じて地域福祉活動の担い手の育成支援
R1	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定 5校区 (荏隈、豊府、小佐井、鶴崎、宗方) ○計画着手 2校区 (判田、野津原) <p>※計画完成・・・15校(地)区社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域担当ミーティングを定期的に開催し、支援方法や課題について共有 ○計画策定に向けたガイドラインの作成 ○適正な人員体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進委員研修会を年2回開催し、活動発表を実施 ○担い手の発掘・育成のため、既存の地域福祉活動を行うボランティア団体等の実態把握を行うと共に、交流会を令和2年2月28日に開催
R2	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定 1校区 (野津原) ○計画着手 2校区 (敷戸、坂ノ市) <p>※計画完成・・・16校(地)区社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉課の事務事業の役割分担を見直し、高齢者サロンのコーディネーター等、事業を担当する職員を配置 ○新型コロナウイルス感染予防をふまえた活動支援が必要となることから、校(地)区社協を対象に実態調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉推進委員研修会を年3回開催予定から感染予防の観点から年2回実施に変更。新しい生活様式をふまえた地域福祉活動をテーマに実施 ○校(地)区社協情報交換会の実施(再掲)
R3	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定中 2校区 (敷戸、坂ノ市) ○計画着手 1校区 (賀来) <p>※計画完成・・・16校(地)区社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉課の事務事業の役割分担を見直し、ボランティアコーディネーターを配置し、地域福祉活動の実態把握や支援策を検討するための体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○テーマ別に4つの研修会を開催 ○校(地)区社協情報交換会の実施(再掲)

②令和4年度の実績

(1)校(地)区における話し合いの場づくりと、その場を通じた校(地)区社協活動計画の策定支援

【令和4年度実績】

校(地)区社協活動の基盤となる「小地域福祉ネットワーク活動」を活用し、今後の活動の方向性を定める校(地)区社協活動計画策定の支援及び計画に掲げた取り組みの推進支援

- 計画着手:1校(地)区(横瀬)
- ※令和5年1月末現在、計画策定済校(地)区は19か所

計画策定済の19校区 目標内訳	校(地) 区数
①小地域福祉ネットワーク活動(話し合い活動)の充実	9
②生活支援サービス(助け合い活動)の実施	13
③交流の場づくりや交流促進への支援	15
④地域福祉の担い手の発掘・養成	8

(2)市社協の組織力強化及び地域担当制の強化

【令和4年度実績】

今年度は新たに3名の職員を採用し、うち2名を地域担当者として配置し、強化を図った。

(3)計画策定にあたって、地域の実情に応じて地域福祉活動の担い手の育成・支援

【令和4年度実績】

- 地域福祉推進委員の養成
研修会をテーマ別に計4回開催 ※次頁参照

- 校(地)区社協情報交換会の実施

助け合い活動を実施(実施予定を含む)の14校(地)区社協を対象に情報交換会を開催。

情報交換会では、各校(地)区の活動実態報告を行い、お互いに知り得た情報を今後の活動の参考にしていただくこと、市社協としては、他校(地)区社協の支援に活かすための情報把握ができた。

(参考資料) 令和4年度校(地)区社協活動研修会実施状況

令和4年度は、各校(地)区社協の事業実施状況に合わせた研修会内容を選択できるように、テーマ別に研修会を実施

《参加対象者》・地域福祉推進委員及び校(地)区社協関係者のうち希望者
・ボランティア連絡協議会に登録しているボランティアのうち、希望者

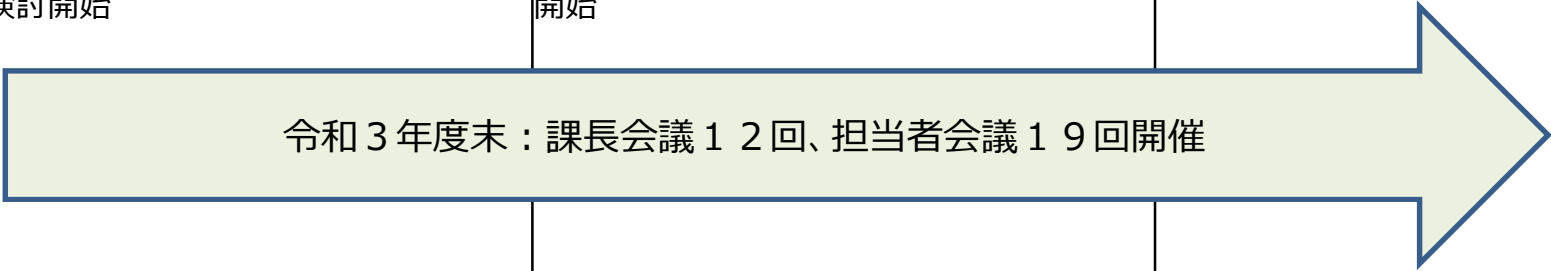
テーマ	日時	地域福祉 推進委員	その他校(地)区 社協関係者	登録 ボランティア	計
①withコロナの地域福祉活動	令和4年7月28日(木)	15名	16名	13名	44名
②地域連携を考える ～学校×地域～	令和4年9月1日(木)	16名	16名	20名	52名
③認知症を地域で支える	令和4年10月26日(水)	23名	19名	24名	66名
④取組発表 ～活動の担い手づくり～	令和4年11月22日(火)	11名	17名	15名	43名
	累計	65名	68名	72名	205名

○昨年度も同様にテーマ別研修を行ったが、「他校(地)区社協の活動状況を参考にしたい」という要望が多かったため、今年度はグループワークによる情報交換を一部取り入れたところ好評であった。新型コロナウイルス感染拡大の影響による会議や研修会の減少により、話す機会自体が減少していることが伺える。

○今年度はボランティアへの参加呼びかけも行うことで、地域活動への理解促進を行うことができた。

取り組み1	福祉協力員(仮称)の配置・支援
取り組み2	校(地)区社協活動の充実
取り組み3	包括的な相談支援体制の構築 (Ⅰ)市の体制整備(包括的な相談支援体制) (Ⅱ)市社協への支援強化 (Ⅲ)民生委員・児童委員活動の負担軽減

(I) 市の体制整備(包括的な相談支援体制) ①令和元年度～令和3年度までの進捗

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国の動向	<p>【R元年12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●厚生労働省が設置する外部有識者で構成された検討会「最終報告」にて、「包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援」の3つの支援の一体的に行う事業を創設すべきという提言。 <p>【令和2年3月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連法の改正案が国会に提出 	<p>【令和2年6月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改正社会福祉法が公布され、包括的な支援体制の全国的な整備を推進するための新たな事業が任意事業として創設 	<p>【令和3年4月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●改正社会福祉法が施行
市	<p>【R元年12月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2部局9課(現10課)の課長会議にて検討開始 	<p>【R2年8月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●詳細を2部局10課の担当者会議にて検討開始 	 <p>令和3年度末：課長会議12回、担当者会議19回開催</p>
策定委員会	<p>【令和2年2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の動向および市の状況について報告 	<p>【令和2年2月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●以下の取組が必要な旨の報告 ①各種支援・相談サービスの課題等の現状把握 ②既存事業と必要な取り組みの関連性の整理 ③庁内各課の連携の強化 ④庁内各課及び各相談支援機関間との連携・協力体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ●実施時期を令和3年度から令和4年度に変更 	

(I) 市の体制整備(包括的な相談支援体制)②令和4年度からの取り組みについて(再掲)

○包括的な相談支援体制の取り組みとして、本市では令和4年度から以下の取り組みを行うことを令和4年2月の策定委員会で報告

課題解決に向けた取り組み

I) 「相談を受け止める」意識づくり

- ・スキルアップや意識改革を目的として、「相談支援」や「連携」に関する**研修を実施**する。
- ・必要な関係機関につなぎやすくするため、「サービス」「相談機関」を一覧にし「見える化」を行う。

II) 連携強化に向けた体制づくり

- ・関係する機関と情報の共有を図り、早期の解決を目指すために「相談を受け付ける共通の帳票」の活用を行う。
- ・課内職員からの相談に対する助言や、他課への円滑なつなぎの支援を行う役割を担う「**連携サポーター**」を配置する。

III) 多機関協働事業の実施

- ・各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、**事例全体の調整機能、支援者を支援する役割**を実施する。

IV) 重層的支援会議の実施

- ・多機関協働事業で扱う長期支援が必要な事例について、支援プランの適切性の検討等を行い、複合的な課題の解決に向けた方法や関係機関との役割分担などを行う会議を実施する。

(I) 市の体制整備(包括的な相談支援体制) ③令和4年度の実績(検討状況)

○令和4年度においても、庁内連携課長会議を3回、庁内連携担当者会議を5回実施し、引き続き「包括的な支援体制」の構築に向け議論してきた。

【参考】

課長会議を令和元年12月から**総計15回**開催(令和5年1月時点)

担当者会議を令和2年8月から**総計25回**開催(令和5年1月時点)

①「相談を受け止める」意識づくり

【専門職員研修】

- 市役所職員、地域包括支援センターをはじめとした各相談支援機関の職員 **(48名)**
- 令和4年5月27日
- 厚生労働省および立教大学の講義、実際の困難事例によるグループワークの実施など

【新規配属職員研修】

- 福祉関係課に新規配属された職員 **(47名)**
- 令和4年7月15日
- 元厚生労働省出向職員(現臼杵市役所職員)の講義、窓口相談事例による個人ワークなど

【サービス一覧表】

- 市の事業だけでなく、国や県などのサービス(事業)を一覧表にして作成し、地域包括支援センターをはじめとした各相談支援機関に配布 **(約180のサービスを掲載)**

【相談機関一覧表】

- 市の相談機関だけでなく、国や県などの相談機関を一覧表にして作成し、地域包括支援センターをはじめとした各相談支援機関に配布 **(約130の相談機関を掲載)**

②連携強化に向けた体制づくり

【つなぎ・連携シート】

- 従来のつなぎ・連携方法である「電話」「メール」「対面」に加えた「共通の帳票」=**つなぎ・連携シート**を作成
- 市役所関係課、地域包括支援センター、大分市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所などに配布

【連携サポーター】

- 「既存の取り組みをルール化・制度化」を目的に、市役所各課同士の更なる円滑な連携を図るため、福祉保健部、子どもすこやか部の関係課に**計19名連携サポーターを配置**。
- 各課に「相談できる」人が増える(いる) = 他課同士の横のつながり(連携)の強化が図れた。

③④多機関協働事業・重層的支援会議の実施

【相談実績】15件

- 【重層的支援会議の実績】0件(理由:本人同意が取れない、虐待事案に移行、事案が円滑に進み始めたなど)

(Ⅱ) 地域福祉推進の中核を担う市社協への支援強化



社会福祉法の規定に基づき地域福祉推進の中核を担う市社協へ、運営補助金などを通じた支援の強化を図りました。

- 大分市社会福祉協議会運営補助金（市社協職員の人件費についての補助金）
- 大分市社会福祉協議会福祉推進事業費補助金（小地域福祉ネットワーク活動等、市社協の事業についての補助金）

令和元年から4年にかけて、職員が増員され、地域福祉に従事する人的資源の確保が図られ、小地域福祉ネットワーク事業などの既存事業の継続や新たな事業が展開され、地域福祉の推進に寄与することが出来たと思われまます。

引き続き、運営補助金や福祉推進事業費補助金などを通じた支援を行い、人的資源の確保や地域福祉の推進が図れる事業の強化、展開が出来るよう努めていきます。

(Ⅲ) 民生委員・児童委員活動の負担軽減(新任民生委員・児童委員サポーター制度の創設)

課題	<p>これまで、改選時期に次のような意見があった……………</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新任者が退任者に気を遣い、退任後あまり引継ぎについて質問等を行うことができない。 ○退任者から新任者へ十分引継ぎが行われなない際に、校区民児協会長に負担がかかる。 ○引継ぎ時に、退任した委員が万が一怪我等した場合の補償が定められていない。 など 	
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ①サポーター 一斉改選で民生委員・児童委員を退任する人 ②任期 令和4年12月1日～令和5年1月31日（一斉改選による事務引継ぎ期間） ③活動内容 活動の引継ぎに伴う同行訪問や助言等の支援 ④選任・委嘱 選任は必須ではなく選択制で、校（地）区民児協会長が市に推薦し、市長が委嘱 ⑤活動費 月額3,000円×2か月 ⑥保険 大分市市民活動等保険に加入 	
想定される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○退任者の身分を明確に定めることで、新任者にとって気兼ねなく相談できるなど、新任者の精神的負担の軽減につながる。 ○引継ぎに係る校区民児協会長の負担を軽減することができる。 ○退任した委員の身分や保障が明確になる。 	